

(様式 1)

スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>に係るセルフチェックシート

[団体名：長野県ダンススポーツ連盟]

[記載日：R7 年 4 月 27 日]

【対応状況に係る自己評価】

A：対応している

B：一部対応している

C：対応できていない

項目	対応状況
原則 1 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。	
(1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守しているか。	-
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	
(2) 法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 関係法令に基づいた長野県ダンススポーツ連盟規約を制定し遵守している。(NF である日本ダンススポーツ連盟の監修済み)	
(3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) ・ 関係法令に基づいた長野県ダンススポーツ連盟規約を制定し、規約を遵守した運営をしている。 ・ 公共施設を使用して競技大会を開催する場合における当該施設使用に係る規則や安全管理に関する条例等遵守している。	
(4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) ・ 当連盟規約に基づき役員の任期は 2 年とし、理事会で選任後、総会にて承認を得て行っている。 ・ 当連盟に理事 16 名を置き、その内代表理事として 会長 1 名、副会長 3 名、相談役理事 1 名、を選任している。監事 2 名を置き、業務運営全般に関する監査を行っている。 ・ 理事会をおよそ 2 か月に 1 回開催し、事業の計画や運営や振返り等の審議を行っている。	

原則 2 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。	
(1) 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) ・ 組織としての基本方針は規約第 3 条(目的)第 4 条(事業)に基づき策定し、目標を達成するため、年度初めに理事会において提案、審議し、総会の承認を得て、執行している。 ・ 県連ホームページにも公開している。	
原則 3 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。	
(1) 役職員に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) ・ 会長が上部団体のコンプライアンス研修会に参加している。理事会においてコンプライアンス研修会の概要について報告説明した。 ・ 今後、理事にも同種の研修会への参加を促していく。	
(2) 指導者、競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) ・ 加盟団体の指導員研修会において指導中の暴力やセクハラやパワハラに注意する事、コンプライアンスの意識を持つように話をした。 また、選手にも指導者から同様に説明するように話をした。	
原則 4 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。	
(1) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守しているか。	B
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) ・ 会計処理は当連盟規約第 31 条から第 34 条に準じて財務経理を、適正かつ公正な会計処理に努めている。 ・ 会計処理基準が未制定の為、今後整備する。	
(2) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) ○当連盟が補助金等の交付を受ける団体の補助金規則、関係規程を遵守し適切に処理している。	

(3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備しているか。	B
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) ・ 会計処理は当連盟規約第 31 条から第 34 条に準じて財務経理を、適正かつ公正な会計処理に努めている。会計報告は年度末に理事会で確認後、監事 2 名による会計監査を受けている。総会で承認を得ている。 ・ 会計処理基準が未制定の為、今後整備する。	
原則 5 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。	
(1) 法令に基づく情報開示を適切に行っているか。	—
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)	
(2) 組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか。	B
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) ・ 会員及び上部団体へは定時総会資料で情報を公開している。 ・ 当連盟ホームページに情報公開していく。	
原則 6 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合、ガバナンスコード<NF 向け>の個別の規定についても、その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。	
自らに適用することが必要と考えるガバナンスコード<NF 向け>の規定があるか (ある場合は下欄に記述)	
原則 ■ について	—
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)	
原則 ■ について	—
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)	